

議案第 72 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中「第 21 号」を「第 20 号」に、「第 23 号から第 25 号まで」を「第 22 号から第 24 号まで」に、「第 20 号」を「第 19 号」に、「第 22 号」を「第 21 号」に、「第 26 号から第 31 号まで」を「第 25 号から第 30 号まで」に改める。

別表第 1 上野運動公園プールの項を削る。

別表第 2 中備考以外の部分を次のよう改める。

別表第 2（第 11 条関係）

施設名	単位	金額（円）	備考
青山児童屋内運動場	1 時間	210	
照明設備		310	
青山高尾グラウンド	1 時間	210	
照明設備		310	
青山矢持グラウンド	1 時間	210	
照明設備		310	
青山高尾体育館	1 時間	210	

	照明設備		310	
--	------	--	-----	--

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3 (第11条関係)

施設名	区分		単位	金額 (円)		備考	
上野運動公園野球場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	1時間	中学生以下	510		
				一般	1,020		
		入場料金を徴収する場合	1日	500円以下	50,930		
				501円以上1,000円以下	71,300		
				1,001円以上	101,860		
		照明設備	1時間	2基	1,020		
	4基			2,040			
	6基			3,060			
	本部棟			1時間	770		
		冷暖房			1室1時間		410
	更衣室			1室1時間	310		
		冷暖房			1時間		410
		シャワー			1人1回		110
	放送室のみ				無料		
冷暖房				1時間	110		
上野運動公園競技場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	個人	1時間	中学生以下 110	団体は10人以上とする。	
				一般	210		
		団体	1時間	中学生以下 1,020			
			一般	2,040			
	入場料金を徴収する場合	1日	500円以下	50,930			
			501円以上1,000円以下	71,300			
			1,001円以上	101,860			
本部棟			1時間	770			

		冷暖房	1室1時間		410
	更衣室		1時間		510
		冷暖房	1時間		410
		シャワー	1人1回		110
	放送室		1時間		無料
		冷暖房	1時間		110
上野運動公園スポーツセンター	和室		1時間	中学生以下	260
				一般	510
		冷暖房	1時間		410
	会議室		1時間	中学生以下	260
				一般	510
	冷暖房	1時間		410	
上野運動公園テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	360
				一般	770
		照明設備	1面1時間		310
	クラブハウス	1時間		310	
		シャワー	1人1回		110
上野緑ヶ丘テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	160
				一般	360
ゆめが丘テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	360
				一般	770
		照明設備	1面1時間		310
伊賀上野武道館	柔道場		1面1時間	中学生以下	260
				一般	510
		照明設備	1面1時間		260
	剣道場		1面1時間	中学生以下	260
				一般	510
	照明設備	1面1時間		260	

	会議室		1時間	中学生以下	260	
				一般	510	
	冷暖房		1時間		410	
ゆめが丘 多目的広 場	全面使用		1時間	中学生以下	510	
				一般	1,020	
	半面使用		1時間	中学生以下	260	
				一般	510	
	照明車		1台1時間		1,020	
しらさぎ 運動公園 多目的グ ラウンド	屋内グ ラウン ド	ゲートボール 場	1コート1時間	中学生以下	160	
				一般	310	
	その他	1 / 3面使用1時間	中学生以下	460		
			一般	920		
		2 / 3面使用1時間	中学生以下	920		
			一般	1,840		
	全面使用1時間	中学生以下	1,380			
		一般	2,750			
	照明設備			1時間	20灯使用	260
				1時間	40灯使用	510
				1時間	60灯使用	770
				1時間	80灯使用	1,020
				1時間	100灯使用	1,280
1時間				120灯使用	1,530	
1時間				140灯使用	1,790	
1時間				160灯使用	2,040	
1時間				180灯使用	2,300	
1時間				200灯使用	2,550	
1時間				220灯使用	2,800	
1時間				240灯使用	3,060	
しらさぎ	ゲート	1コート	1時間	中学生以下	160	

運動公園 屋外ゲー トボール 場	ボール 場			一般	310	
しらさぎ 運動公園 管理棟	会議室 1		1 時間	中学生以下	260	
				一般	510	
		冷暖房	1 時間		410	
	会議室 2		1 時間	中学生以下	260	
				一般	510	
		冷暖房	1 時間		410	
伊賀市民 体育館	競技場	入場料金を徴収しな い場合	全面 1 時間	中学生以下	510	
				一般	1,020	
		半面 1 時間	中学生以下	260		
			一般	510		
		入場料金を徴収する 場合	1 時間		20,370	
		照明設備	1 時間	全面	1,530	
			半面	770		
伊賀市民 弓道場	団体		1 時間	中学生以下	510	団体は10 人以上と する。
				一般	1,530	
	個人	1 時間		160		
	照明設備	1 時間		310		
伊賀市民 体育館管 理棟	更衣室		1 室 1 時間		310	
		冷暖房	1 時間		410	
		シャワー	1 人 1 回		110	
いがまち スポーツ センター	グラウ ンド	全面使用	1 時間	中学生以下	210	
				一般	410	
	半面使用	1 時間	中学生以下	110		
			一般	210		

	照明設備	1時間	28灯使用	1,230		
			58灯使用	1,840		
			71灯使用	2,040		
			84灯使用	2,240		
	テニスコート	1面1時間		中学生以下	360	
				一般	770	
		照明設備	1面1時間		310	
	ゲートボール場	1面1時間		中学生以下	160	
				一般	310	
	健康ふれあいセンター	トレーニング室	1人1時間	中学生以下	110	
				一般	210	
		会議室	1時間	中学生以下	260	
一般				510		
シャワー室	1人1回		110			
島ヶ原運動広場	グラウンド	1時間	中学生以下	210		
			一般	410		
阿山第1運動公園	グラウンド	1時間	中学生以下	210		
			一般	410		
			中学生以下	110		
			一般	210		
	照明設備	1時間	4基	1,840		
			6基	2,650		
	テニスコート	1面1時間		中学生以下	360	
				一般	770	
		照明設備	1面1時間		310	
	屋内ゲートボール場	1面1時間		中学生以下	160	
一般				310		
照明設備				1面1時間	510	
阿山第2	グラウンド	1時間	中学生以下	510		

運動公園			一般	1,020	
大山田東 グラウン ド	グラウンド		1時間	中学生以下 110	
				一般 210	
	照明設備	1時間	310		
大山田東 体育館	体育館		1時間	中学生以下 110	
				一般 210	
	照明設備	1時間	310		
青山テニ スコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下 360	
				一般 770	
青山グラ ウンド	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下 210	
				一般 410	
	半面使用	1時間	中学生以下 110		
			一般 210		
	照明設備	1時間	A陸上競技	2,550	
			B野球	1,530	
			Cサッカー	1,530	
	Dソフトボール	1,020			
B&G海 洋センタ ー(阿山 ・)	体育館		1時間	中学生以下 510	
				一般 1,020	
	照明設備	1時間	1,530		
大山田共 通)	トレーニングルーム		1時間	中学生以下 510	
				一般 1,020	
	ミーティングルーム		1時間	中学生以下 260	
				一般 510	
	艇庫	舟艇1艘		1時間	中学生以下 260
					一般 510
プール	個人使用		1人1回	乳幼児 50	
				中学生以下 160	
				一般 310	

専用 使用	平日午前	1 コース	770
	平日午後	1 コース	970
	平日夜間	1 コース	1,180
	休日午前	1 コース	970
	休日午後	1 コース	1,940
	休日夜間	1 コース	2,350
	幼児用プール	1 区分	770

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、伊賀市体育施設条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設等の使用料等については、なお従前の例による。